

福島県がん登録情報及び匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に関する事務処理要領

(目的)

第1 福島県がん登録情報及び匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に関する事務処理要領（以下、「本要領」という。）は、福島県（以下、「県」という。）が行う、がん登録情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、法及び「全国がん登録 情報提供のマニュアル 第5版」（令和7年4月 厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下、「提供マニュアル」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

(1) 法、政令、省令

本要領において「法」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）をいい、「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）をいう。

(2) 福島県がん登録情報

本要領において「福島県がん登録情報」とは、この法律の施行の日前に診断された福島県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報及び都道府県がん情報であって、全国がん登録データベース又は法第22条第2項に規定する都道府県がんデータベースに記録された登録情報をいう。

(3) 情報

本要領において「情報」とは、福島県がん登録情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけでなく、特定匿名化情報として都道府県がんデータベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

(4) 提供依頼申出者

本要領において「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第17条から第21条まで）をいう。

(5) 利用者

本要領において「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

(6) 定義情報等

本要領において「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報をいう。

(7) 審議会等

本要領において「審議会等」とは、福島県知事が意見を聴く「福島県がん対策推進審議会」（以下、「審議会」という。）をいう。

(運用体制等)

第3 県は、情報の提供に係る運用体制の明確化及び対応の統一を図るため、情報提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として申請を取りまとめ、それぞれの情報について県が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下、「窓口組織」という。）を設置する。

2 前項に規定する窓口組織は、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課とする。

3 窓口組織は、次に掲げる窓口業務を行うものとする。

(1) 情報及び定義情報等の保管、整備

(2) 事前相談への対応

(3) 提供依頼申出者からの申出文書の受付

(4) 審議会の庶務

(5) 審査結果の通知

(6) 公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターがん登録室（以下、「がん登録室」という。）との連絡調整

(7) 調査研究成果の公表前確認

(8) 情報利用期間終了後の処置の確認

(9) 利用者による利用実績の報告に係る事務

(10) 提供状況の厚生労働大臣への報告

4 がん登録室は、県の審査結果に基づき、情報及び定義情報等の提供に係る業務を行うものとする。

5 窓口組織及びがん登録室は、情報の保護等について、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」令和7年4月1日付け健生発0410第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。

6 県は、情報の提供の申出について、提供マニュアル別添「利用規約」に記載された内容を含む、当該情報を利用するに当たっての遵守事項が記載された利用規約を策定するものとする。

- 7 県は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要領等をインターネット等を通じて対外的に明らかにするとともに、定義情報等の整備に取り組むものとする。
- 8 窓口組織は、2 以上の都道府県の都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供依頼申出については、厚生労働大臣又は国立がん研究センターに対して、全国がん登録情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報提供の申出を行うよう、提供依頼申出者に案内するものとする。
- 9 提供依頼申出者及び利用者は、情報の提供を受け、又は利用するにあたって、「全国がん登録情報の利用マニュアル第1版」（令和7年4月 厚生労働省 国立研究開発法人国立がん研究センター）を遵守しなければならない。

（情報及び定義情報等の保管、整備）

第4 窓口組織及びがん登録室は、情報の提供の用に資するための電子化された情報を、定義情報等とともに適正に保管するものとする。また、窓口組織及びがん登録室は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、定義情報等の整備を行うとともに、情報及び定義情報等の有無・所在とその保管状況を把握し、情報の管理リスト（様式第1号）の作成を行うものとする。なお、当該リストの更新は年1回以上実施するものとする。

（事前相談）

第5 窓口組織は情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、審議会による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報）、安全管理義務等並びに手続き等における不明な点について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うものとする。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。国際共同研究等、国外に在る者が情報を利用する可能性がある場合には、[第20 利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について]を参照の上対応する。

（提供依頼申出者からの申出文書の受付）

第6 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場合、様式第2-1号の提出をもって行うものとし、その提出先は窓口組織とする。

2 法第20条に係る提供依頼申出者は、情報の提供を求める場合、様式第2-2号の提出をもって行うものとし、その提出先は窓口組織とする。

（提供依頼申出者）

第7 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 法第 18 条第 1 項各号に規定される者。
- (2) 法第 19 条第 1 項各号に規定される者。
- (3) 法第 20 条に規定される者。
- (4) 法第 21 条第 8 項及び第 9 項に規定される者。

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第 8 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第 9 申請時に必要な添付書類は次のとおりとする。

- 1 第 6 に規定する申出文書には、全ての利用者(調査研究の一部を委託する場合には、委託先の利用者も含む。)が県が策定する利用規約に対し、当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名した誓約書(様式第 2-3 号)を添付するものとする。
- 2 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 当該情報を利用して実施する調査研究(法第 18 条、第 19 条)が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類(様式第 3-1 号)。
- 3 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者(法第 18 条第 1 項第 2 号)に該当する場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し。
 - (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し。
 - (3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式第 4-1 号を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。
- 4 提供の申出に係る調査研究目的が、「がんに係る調査研究」に該当する場合、次に掲げる事項を明らかにすることが必要である。(法第 21 条第 8 項及び第 9 項)
 - (1) 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合は、その代表者を申出者とし、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。
 - (2) 個人が提供依頼申出者である場合は、当該個人を提供依頼申出者とし、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。ただし、複数の個人による申出による場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。

- 5 提供の申出にあたり実績を示すことが必要である場合、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を 2 以上有することを証明する書類を添付するものとする。(法第 21 条第 8 項)
- 6 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 委託に係る契約書の写し。
 - (2) 前号のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し。
 - (3) 契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式第 4-2 号を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(同意について)

第 10 がんに係る調査研究を行う者が、福島県がん登録情報の提供を受ける場合には、生存者については、当該がん罹患した者から福島県がん登録情報が提供されることについて、同意を得ている必要があり、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)の「第 4 章第 9 代諾者等からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続き等」に準じることとし、その旨が分かる書類も添付するものとする。なお、同意書には、次に掲げる事項の記載を必要とするものとする。

- (1) 全国がん登録の説明
 - (2) 当該調査研究のため、がん罹患した場合には、当該調査研究を行う者が、対象者の福島県がん登録情報の提供を受けること。
- 2 同意代替措置が講じられている場合について
- 申出に係る調査研究が、法の施行日(平成 28 年 1 月 1 日)前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次に掲げるいずれかに該当する場合においては、前項の福島県がん登録情報が提供されることについての同意は必要としないものとする。(法附則第 2 条参考)。
- (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が 5000 人以上の場合。
 - (2) がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る

る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合。

(3) がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合。

3 提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成 27 年 12 月厚生労働省告示第 471 号）に即した措置が講じられている場合、様式第 2-1 号と同時に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 同意代替措置が講じられていることがわかる書類。

(2) 前項第 1 号に該当する場合には、その旨証明する書類。

(3) 前項第 2 号及び第 3 号の認定を受けようとする場合は、実施計画及び様式第 3-2 号の書類

4 窓口組織は、第 2 項第 2 号及び第 3 号の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、様式第 2-1 号及び実施計画書を添付した様式第 3-2 号について、厚生労働省へ送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を審議会で行うものとする。

(申出文書の形式の点検)

第 11 窓口組織は、提供依頼申出者からの申出文書を受領した場合、様式第 5-1 号を用いて形式の点検を行うものとする。

(申出文書に基づく審査)

第 12 受領した申出文書が前条に基づく形式の点検に適合した際には、審議会において、様式第 5-2 号により審査を行うものとする。ただし、法第 20 条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

2 県は、福島県がん登録情報又は福島県がん登録情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について審議会の意見を聴くものとする。3 県は、匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴くものとする。

4 国際共同研究等、国外に在る者が情報を利用する可能性がある場合には、「第 20 利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について」を参照の上審査を行う。

(申出文書等の記載事項の変更)

第 13 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出書（様式例第 2-4 号）及び変更後の記載事項がある様式について改めて窓口組織に提出するものとする。

- 2 窓口組織は、前項の提出があった場合、必要に応じて審議会に意見を聴くこととする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、窓口組織に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。
- 3 窓口組織は、これらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知等)

第 14 県は、審議会の開催後に、速やかに、提供依頼申出者に対して、当該申出に対する審査結果に応じて、次に掲げる通知を行うものとする。

- (1) 申出を応諾した場合は、提供依頼申出者に対して、応諾通知書（様式第 6-1 号）を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知する。
- (2) 申出を応諾しない場合は、提供依頼申出者に対して、情報の提供を応諾しない理由を含めて記載した不応諾通知書（様式第 6-2 号）を送付する。
- (3) 病院等への提供に該当する申出を応諾した場合は、提供依頼申出者に対して、提供通知書（様式第 6-3 号）を送付する。
- (4) 県は、これらの申請状況について様式第 6-4 号により適正に管理を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

第 15 がん登録室は、窓口組織から応諾通知書又は提供通知書の写しにより申出された情報を提供する旨の通知があった後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。また、福島県がん登録情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、福島県がん登録情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施することとする。

- 2 情報の提供の手段は、「安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化し、パスワードを付して提供する。また、電子媒体によって情報の受け渡しをする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について未使用品を使用し、個人情報や運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付け、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。さらに全国がん登録のネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じてオンラインによる情報の提供等については行わないものとする。

- 3 窓口組織は、情報の提供にあたって、利用者に対して、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課されること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。(法第 25 条から第 34 条まで及び法第 52 条から第 60 条まで)
- 4 がん登録室は、第 1 項に基づき提供依頼申出者に提供した情報について、提供依頼申出者が読み取りエラー等の障害を発見し、情報を受領してから 14 日以内に申し出た場合は、障害を確認した上で、提供電子媒体の交換に応じるものとする。なお、当該申出に係る障害が、がん登録室の帰責事由である場合は、提供依頼申出者からの返却に係る費用及び再送付の費用を、がん登録室が負担するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認等)

第 16 県は、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に報告させるものとする。(法第 36 条)。

- 2 窓口組織は、前項の報告があった場合、主に次に掲げる点について確認するものとする。また、必要に応じて審議会又は審議会長に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
 - (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。
 - (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。
 - (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(利用期間中の対応)

第 17 県は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合には、利用者からの情報の取扱いに関し報告させるものとする(法第 36 条)。また、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする(法第 37 条)。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

- 2 県は、利用期間(申出文書に記載した利用期間)が 5 年を超える場合には、5 年毎を目途として、利用者に対して、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を報告させるものとする。
- 3 窓口組織は、利用期間(申出文書に記載した利用期間)中に提供依頼申出者が次に掲げる申出文書の内容を変更する必要があるとあって、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提出する場合は、再度、審議会の意見を聴くものとする。
 - (1) 成果の公表形式を変更する場合
 - (2) 査読の結果待ちなどの利用期間の延長を希望する場合
 - (3) 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
 - (4) その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

- 4 窓口組織は、前項の申出に係る審議会の開催後に、速やかに、提供依頼申出者に対して、様式第 6-1 号又は第 6-2 号又は第 6-3 号を用いて、当該申出者に対する審査結果の通知を行うものとする。
- 5 窓口組織は、利用者から情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合の報告、又はその恐れのある報告を受けた場合は、速やかに調査、回収等適切に対応するものとする。
- 6 窓口組織は、前項における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合においては、提供依頼申出者が再度提供の希望を申し出た場合は、必要な手続き等を行うものとする。

(利用期間終了後の処置の確認)

第 18 窓口組織は、利用者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）終了後に、速やかに、利用後の処置について様式第 7 号を用いて報告させるものとする。また、県は、確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者からの情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。さらに、報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第 37 条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うなどするものとする。

(利用実績の報告)

第 19 県は、利用者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、速やかに、提供を受けた情報の利用実績について様式第 8 号を用いて、窓口組織に報告を求めるものとする。

(利用者に国外にあるものを含む場合の情報提供について)

第 20 本要領における国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。例えば、日本国籍であり、海外留学等による一時的な出国であった場合においても、利用時に国外に在住する場合は国外に在る者に該当する。また、利用者は国内在住者であっても、所属組織の所在が国外にある場合や治外法権を有する者は国外にある者に該当する。なお、すべての利用者が国外にある者の場合、情報の提供依頼申出はできない。

- 2 窓口組織は、利用者に国外に在る者を含む場合に情報を提供する場合、国立がん研究センターに相談すること。また、該当する情報提供の審議完了後 2 か月以内を目途に、様式第 8 号を用いて報告する。

(不適切利用への対応)

第 21 利用者は法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第 25 条から第 34 条まで及び法第 52 条から第 60 条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第 22 県は、厚生労働大臣の求めに応じ、法第 2 章第 3 節の規定による情報の提供の施行状況について報告するものとする (法第 42 条)。

(法施行前の情報に係る取扱い)

第 23 県は、法第 22 条第 1 項第 1 号に規定される情報の利用及び提供等について、第 3 条から第 19 条までの規定を準用し取り扱うものとする。

(その他)

第 24 この要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<p>○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人</p> <p>○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として省令第19条で定める者</p>	<p>国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>全国がん登録情報又は特定匿名化情報</p>	<p>第17条</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項、第4項、第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>
<p>○当該都道府県が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該都道府県もしくは上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者</p>	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報</p>	<p>第18条</p>	
	<p>当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため</p>	<p>当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該都道府県の住民であった者に係るもの</p>	<p>第21条第1項</p>	
	<p>上記以外（がんに係る調査研究のため）</p>	<p>全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報</p>	<p>第21条第3項、第4項、第8項及び第9項</p>	<p>「がんに係る調査研究を行う者」に同じ</p>

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<p>○市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人</p> <p>○当該市町村又は上記独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者</p> <p>○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者</p>	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報	第 19 条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第 19 条第 1 項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて、当該市町村の住民であつた者に係るもの	第 21 条第 2 項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第 21 条第 3 項、第 4 項、第 8 項及び第 9 項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）	第 20 条	

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
利用者に国外に在外者を含む場合(※1)、 ①及び②を満たす者 ①国外の利用者が、法第18条第1項第2号に該当するいずれかであること ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者 ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者 ②国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関(※2)であること。	がんに係る調査研究を行うため	匿名化が行われた都道府県がん情報(※3)	第17条 第18条	

(※1) 国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。

(※2) 国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。

(※3) 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないものに限る。

要件を満たしていても、非匿名化情報(全国がん登録情報及び都道府県がん情報)を利用することはできない。

また、第18条以外の規定による情報の提供依頼申出や、当該要件を満たさない場合においては、がん登録推進法や個人情報保護法といった国内法の国外利用者への域外適用の実効性が十分に担保できないことを考慮して、情報の提供依頼申出はできない。